

平成26年 第10回

仙北市農業委員会総会議事録

平成26年8月7日(木)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成26年8月7日(木) 午前9時00分
2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室
3. 出席委員 (22人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	4番 佐藤二郎
5番 糸井淳	6番 倉橋重基
7番 新山昌樹	9番 鈴木八寿男
10番 草薨隆	12番 青柳良成
13番 真崎純孝	15番 門脇博美
16番 山手善美	17番 石郷岡勇一
18番 千葉惣永	19番 佐藤善栄
21番 田村博美	22番 山本實
23番 佐藤孝典	24番 藤村隆清
25番 辻均	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (5人)

8番 大山久雄	11番 黒澤龍巳
14番 高橋政敏	20番 藤原由悦
26番 沢山純一	

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項 (相続等による取得) の規定による届出について
- (2) 農地の転用事実に関する回答書について
- (3) 農地法施行規則第 3 2 条 (2 a 未満の農業用施設への転用) の規定による届出について

2. 議 事

- (1) 議案第 3 0 号
農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第 3 1 号
農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (3) 議案第 3 2 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (3) 議案第 3 3 号
現況非農地証明願いに対する可否決定について

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 村 一 栄 参 事 伊 藤 一 彦
局長補佐 門 脇 益 美 主 事 高 橋 直 人

7. 書 記

局長補佐 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

2 5 番 辻 均 1 番 藤 村 紀 章

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成 2 6 年第 1 0 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 ここ 2、3 日はまた災害が起きるのではないかとなかなか眠れない夜でした。台風 11 号が東北の方に近づいているということですが災害がないようにお祈りしたいと思います。会議のあといろいろ視察して見てまいりますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は 2 2 名。欠席委員は 5 名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に 2 5 番辻委員、1 番藤村委員兩名を指名します。会議書記には門脇補佐を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程 4、会務諸報告をお願いします。

藤村局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(1 0 時 5 分)

議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程 5、報告に入りたいと思います。

事務局よりお願いします。

伊藤参事 報告1。農地法第3条の3第1項の規定（相続等）による届出についてです。7月10日から8月6日までに4名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。次に報告2。農地の転用事実に関する回答書についてです。法務局より1件の照会があり現地調査を行っております。申請人が角館町地区の〇〇さん。土地の所在が角館町小勝田字下川原〇〇番地。登記簿地目が畑の合計282㎡。変更後の地目が宅地です。土地の現況は現地調査の結果宅地化しており、7月23日に青柳委員、山手委員と私で非農地であると確認しました。続きまして報告3。農地法施行規則第32条の規定による届出についてです。届出人が田沢湖生保内地区の〇〇さん、土地の所在が田沢湖地区〇〇。地目が田で面積1,204㎡の内176㎡。隣接農地はありまして同意は得ております。農業用施設の目的は農具等物置小屋でございます。施設の概要は農業用施設用地176㎡で農業用施設木造1階建142㎡（4間×11間）です。

なお2a未満であれば届出で済むということでございます。以上でございます。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

門脇補佐 議案第30号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成26年8月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇補佐 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇地区の合計2筆。面積が2,633㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん。受けるのは〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田及び畑として。売買価格は10a当たり379,794円の総額1,000,000円でございます。続いて整理番号2番、農地の所在が〇〇地区の合計2筆。面積が2,876㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん。受けるのは〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり400,000円の総額1,150,400円でございます。続いて整理番号3番、農地の所在が〇〇地区の合計2筆。面積が4,389㎡。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん。賃借人は〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田として。10aあたり10,000円、年額43,890円。期間が4年になります。続いて整理番号4番、農地の所在が〇〇地区の合計2筆。面積が3,099㎡。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん。賃借人は〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田として。10aあたり10,000円、年額30,990円。期間が4年になります。続いて整理番号5番、農地の所在が〇〇地区の合計1筆。面積が2,895㎡。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん。賃借人は〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田として。10aあたり10,000円、年額28,950円。期間が4年になります。続いて整理番号6番、農地の所在が〇〇地区の合計1筆。面積が960㎡。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん。賃借人は〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田として。10aあたり16,000円、年額15,360円。期間が4年になります。続いて整理番号7番、農地の所在が〇〇地区の田が4筆、畑が1筆の合計5筆。面積が6,866㎡。経営移譲で渡す方

は〇〇地区の〇〇さん。受ける方は〇〇地区の〇〇さんでございます。

利用目的は水田として。無償で期間が10年になります。続いて整理番号8番、農地の所在が〇〇地区の合計5筆。面積が6,217㎡。経営移譲で渡す方は〇〇地区の〇〇さん。受ける方は〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田として。無償で期間が10年になります。続いて整理番号9番、農地の所在が〇〇地区の田が25筆、畑が2筆の合計27筆。面積が24,379㎡。経営移譲で渡す方は〇〇地区の〇〇さん。受ける方は〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田として。使用貸借契約で期間が10年になります。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番と9番については11番黒沢委員と26番沢山委員が担当ですが、欠席しておりますので提出された3条調書を参考に審議していただきたいと思っております。次に、整理番号2番については、17番新山委員よりお願いします。

7番新山 議長 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号3番～5番については、18番千葉委員よりお願いします。

18番千葉 議長 《整理番号3番～5番について、3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号6番～8番については、24番藤村委員よりお願いします。

24番藤村 議長 《整理番号6番～8番について、3条調書に基づき現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 『無し』の声あり
無いようですので、議案第30号については許可することにご異議ございませんか。

議長 『異議無し』の声
異議無しと認めます。よって、議案第30号については許可することに

決定します。(10時16分)

議長 次に、議案第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 議案第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成26年8月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

伊藤参事 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇180番地1。登記簿現況は田。面積が480㎡。申請人は〇〇さん。転用目的は工場。転用理由は現在の工場が耐震強度不足や老朽化のため、駐車場として利用している場所と隣接地である当該申請地を一体として利用し、工場を新築するため計画したとのことです。永年転用でございます。

以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告で14番高橋委員が担当ですが、欠席しておりますので提出された議案を参考に審議していただきたいと思っております。ご意見ご質問等ございませんか。

田村委員 議長。

議長 どうぞ。

田村委員 図面通りの建物ができてるのかできていないのかの調査はどこですか。

伊藤参事 農業委員会では転用許可が出てから最初の3ヶ月目に進捗状況というものを出してもらいます。これには写真につけてもらいます。その後は建設課が調査します。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第31号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第31号については許可相当とすることに決定します。 (10時32分)

議長 次に、議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成26年8月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

伊藤参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が生保内黒沢地区。登記簿現況共に田及び畑。面積が5,305㎡。所有権移転です。譲渡人は生保内黒沢地区の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの四名です。譲受人が仙北市長です。転用目的は誘致企業工場敷地です。転用理由は産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的に市の企業誘致対策事業により当該地に誘致企業工場を建設するため永年転用でございます。次に整理番号2番、農地の所在が田沢湖梅沢東田地区。登記簿現況共に田。面積が2,918㎡。所有権移転です。譲渡人は大仙市の〇〇さんです。譲受人が田沢湖梅沢の〇〇さん(建築業)です。転用目的は露天資材置場です。転用理由は既存の資材置場が事業所から離れているため目が行き届かないことと、作業効率が悪いため経費がかかり増しになっていることから、事業所の近くに資材置場と駐車場を新設し、

作業効率を高めて経営の安定化を図る次に整理番号3番、農地の所在が角館町広久内中川原地区。登記簿現況共に田。面積が7,926㎡。賃貸借契約です。貸付人は角館町広久内の〇〇さんです。借受人が大仙市の〇〇(砂利採取業)さんです。転用目的は砂利採取です。転用理由は砂利採取事業で一時転用したいため。一時転用(H26.10.1~H27.9.30)でございます。続いて整理番号4番、農地の所在が続いて整理番号4番、農地の所在が角館町八割地区。登記簿現況共に畑。面積が1,480㎡。使用貸借権の設定です。貸付人は角館町八割地区の〇〇さん。借受人が角館八割地区〇〇さん。転用目的は農業用施設です。転用理由は、事業拡大のため農産物加工施設が必要となり、事務所・作業場に隣接した当該申請地が商品搬入等に適地であるためです。永年転用でございます。以上です。

議長 説明が終わりました。整理番号1番につきまして18番千葉委員よりお願いします。

18番千葉 報告申し上げます。市役所から商工課長補佐と佐藤主任と参事と現地を見に行きました。当該地は道路と川に挟まれた土地です。市によりますと排水は排水処理装置をつけまして国の基準の半分以下にするということでした。工場排水については詳しくはまだ決まっておりませんが、周りの農地につきましてはなんら問題ないと思われま

議長 整理番号2番について現地確認報告で8番大山委員が担当ですが、欠席しておりますので提出された議案を参考に審議していただきたいと思

議長 続いて整理番号3番につきまして現地確認報告を16番山手委員より願

16番山手 伊藤参事、ミウラ産業さんと現地を見てまいりました。プラントは目と鼻の先にあり、周りの農地に与える影響も最小限に抑えられるんじゃないかと思われます。以上です。

議長 整理番号4番について現地確認報告を9番鈴木委員よりお願いします。

9番鈴木 農地として借りていた場所を柿を使った六次産業化に向けた加工施設を作るということで場所に関しまして隣接地等につきましても問題無いことを確認しました。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

6番倉橋 議長。

議長 どうぞ。

6番倉橋 確認ですが周辺に田んぼはありますか。また用水には全く影響ないですか。

18番千葉 周りは雑種地がほとんどです。用水には全く影響ないです。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第32号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第32号については許可相当とすることに決定します。(10時04分)

議長 次に、議案第33号、現況非農地証明に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 議案第33号。現況非農地証明願いに対する可否決定について。

現況非農地証明願いの提出があったので、審議のうえ許可の可否を求め

る。平成26年8月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

伊藤参事 説明を始めます。申請地が西木町桧木内地区。登記簿田、現況原野。合計15筆の4,987㎡。申請者が〇〇さん。申請事由は、平成10年頃から原野化となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を15番門脇委員お願いします。

15番門脇 ここは秋田内陸線と国道と交差している場所で上桧木内方面に向かってすぐ右側が山、左側が桧木内川ですぐそばにトンネルがあります。1日に何時間陽があたるのかなというような場所で農道もなく排水も悪い、また水路関係もないというような環境が悪いです。現地に行って農地ではないことを確認しました。以上です。

議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第33号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第33号については許可することに決定します。(10時10分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。農協からの報告はありますか。

10番藤川 ありません。

議長 議会からの報告はありますか。

11番黒沢 ありません。

議長 土地改良区からの報告はありますか。

17番石郷岡 ありません。

議長 次に、協議に入ります。事務局よりお願いします。

藤村局長 協議事項1。第58回農業委員大会要請事項についてです。仙北市の農業委員会として高齢化問題による受け手不足、10年間の長期賃貸の際に問題となるのが、相続未処理や土地改良費の債務付き農地に対して中間管理機構が責任を持って解消し、受け手側の不利にならないように配慮してほしいということを強く要望したいと考えております。以上です。

伊藤参事 次に、協議事項2。作況調査についてです。実施日は9月5日です。第11回総会終了後に各圃場を回り、調査する計画でございます。調査圃場につきましては、資料に記載のとおりでございます。

伊藤参事 次に、協議事項3。仙北市農業委員選挙の日程についてです。案として告示日を11月30日、選挙日が12月7日（AM7時～PM6時）立候補届日が11月30日、立候補予定者への説明が11月11日となっております。12月定例議会の方が12月2日から12月22日までとなっておりますので12月20日に西木開発センター集会室で開催予定となっております。以上です

議長 この3件について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

（閉会）

議長 以上をもちまして平成26年第10回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（11時24分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成26年 月 日

議長

署名員 25番

署名員 1番
